

文 教 厚 生 委 員 会 会 議 録

1 期 日 平成29年6月29日(木)

2 会 場 第2委員会室

3 開会時刻 午前10時24分

4 閉会時刻 午前11時39分

5 出席者	委員長	松本均	副委員長	榛村航一
	委員	榛葉正樹	委員	野口安男
	〃	勝川志保子	〃	藤澤恭子
	〃	嶺岡慎悟		

当局側出席者 浅井副市長、教育長、健康福祉部長、こども希望部長、
教育部長、所管課長
事務局出席者 議事調査係 伊藤千恵子

6 傍聴者 1人

7 審査事項

- ・議案第68号 平成29年度掛川市一般会計補正予算(第1号)について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出中 第10款 教育費
- ・議案第71号 掛川市学校給食共同調理場に関する条例の一部改正について
- ・閉会中継続調査申し出事項について 4項目

8 会議の概要 別紙のとおり

以上のとおり、報告いたします。

平成29年 6月29日

市議会議長 鈴木正治様

文教厚生委員長 松本均

8-2 会議の概要

平成29年 6月29日（木）午前10時24分から、第2委員会室において全委員出席のもと開催。

○委員長あいさつ

○当局（副市長）あいさつ

1) 付託案件審査

①議案第68号 平成29年度掛川市一般会計補正予算（第1号）について

第1条 歳入歳出予算の補正
歳出中 第10款 教育費

〔学校教育課、説明 10:27～10:30〕

〔質疑 10:31～10:45〕

○勝川志保子委員

学校司書の勤務基準を教えてください。

●杉浦学校教育課長

司書 1人当たり 1日 5時間。週 3回勤務である。

○勝川志保子委員

学校司書は資格のある専門職である。一人当たり40万円しかない採用の仕方、きちんと専門職を雇うことができるのか。

●杉浦学校教育課長

一人当たり40万円の補正については、9月からの採用となるので、半年で40万円ということになる。専門的な資格を持っている方には若干少ないとは感じる。

○勝川志保子委員

学校司書、司書教諭、図書ボランティア等で学校図書館を支えている。ボランティアがたくさんいれば大丈夫という議論がされていて驚いた。市長も昨年度の一般質問の答弁で言われていた。それぞれの仕事内容は全く違う。司書がいない場合は、担任を持っている司書教諭がやらざるを得ない状況。全校配置について悠長なことを言っている場合ではなく、教員の仕事を軽減する意味でも早急課題と考える。前倒ししてもっと早くという意見はないのか。

●杉浦学校教育課長

学校司書がいなければ、司書教諭が学校司書の仕事をやらざるを得ないことから、手が回らないのが現状。

ボランティアにおいては、ルールに従ってやっていただかないと、きれいな図書館にならない。学校司書がリーダーシップをとってボランティアの方を指導していただくということが必要。

前倒しについては、行いたいところだが、司書、司書教諭の資格が有る方に学校司書になっていただいているので、人材確保の観点からは、計画的に増やしていくことが今のところ一番良いと感じる。

●山田教育長

掛川には、他の市にはいない支援室司書が教育センターに配置されている。各学校を回り、司書教諭等の相談に乗っていただいていることから、かなりカバーできている。この制度は他にはなく、学校図書館のレベルが上がり、掛川市の子どもたちの読書率もかなり上がり自慢できるところ。

国で平成33年までと目安を示しているのので、そこを目指して充実させたい。

○勝川志保子委員

支援室司書の勤務状況は。

●平柳学校教育課指導主事

学校図書館支援室司書は年間 504時間勤務。支援室には 1日 4時間、週 2日間勤務。もう 1日は学校司書として 1校に勤務。学校司書の勤務をコーディネートしていく役割もある。学校司書の状況を聞いてアドバイスをしたり、支援室でミーティングを開き情報交換を行っている。

学校へ年 2回訪問し、学校図書館の状況を把握して、改善に向けたアドバイスや支援をしている状況である。

○勝川志保子委員

この支援室司書も非常勤職員なのか。

●杉浦学校教育課長

そうである。

○勝川志保子委員

支援室司書が週 1回入るということで、学校司書としての仕事が片づくのか。

先進的なところは、司書教諭の制度ができる前から学校司書が 1校に 1人配置されているところもある。子育て日本一・教育日本一を掲げる掛川市にとって、この目標で大丈夫なのか。

1日に 1校回って、週に 3校という司書配置が、満足できる目標値になるのか。

●杉浦学校教育課長

なかなか十分ではないと思うが、学校司書が学校に入っていたことにより、貸し出し数が増えている。計画的に進めていくと平成33年度には各学校に 2日から 3日入るようになる。今よりも充実した活動になると考えている。

○野口安男委員

図書館についての運営は、なかなか大変だと思う。平成33年度までに目標を持ってやっていくとのこと。仕事の中身についてはこれからも検討し、もっと充実できるような方向で予算化していただいて、今回は補正により国の目標に向けて実施していきたいということなので、この件については賛成である。

●浅井副市長

少し制度説明をする。小中学校の教員は、国 3分の1、県3分の2の給料をいただいている。学校司書においては本来国が行うもの。各学校に常勤で置くことが理想。

今は自治体がお金を出して実施するようという制度にしているので、市が、全額負担しているが、国では地方交付税で措置していることになっている。実際には、その金額をそのままいただいているわけではない。交付税は複雑な制度で、国が言っているとおりもらっているわけではないので、自治体の負担により学校司書を配置することになっている。

進んでいるところは、全校配置している。静岡県内にもないわけではない。掛川市も地道に増やしここまで来ていることを理解していただきたい。

毎年一人ずつ増やしなが、国の基準に到達できるよう計画してきた。今回、国の基準が上

がったため、もっと努力しなくてはいけない。このことから、急遽 2人増員する。掛川市としては前進する。前倒しについても、何とかできればと考える。努力していきたい。

○勝川志保子委員

去年は県下最下位。 2人増員することにより、最下位から脱却できるか。

●浅井副市長

最下位という言葉が前に出てしまったようだが、そうではない。一部のデータで最下位と捉えた。全体を精査すると最下位ではない。何をもって最下位としているのかわからない。

○松本均委員長

以上で質疑を終了する。

[学務課、説明 10:46～10:48]

[質疑 10:49～10:52]

○野口安男委員

配膳員の仕事内容は。

●中山学務課長

各校に学校事務助手が配置されているが、この方たちと共同で作業をしていただく。給食配膳室での給食仕分け、お茶の準備・片付け、各クラスからの使用済み食器や残滓等の回収、ワゴンの運搬等である。

また、配膳室、配膳ワゴンの清掃や消毒等、衛生管理も行っていく。

○野口安男委員

大東、大須賀区域の小学校では、そのようなことを教師が行っていたのか。

●中山学務課長

大東・大須賀区域の各校にも学校事務助手はいるため、一部の作業を職員が手伝うこともあった。

○野口安男委員

教師にとっては大変ありがたい。設備や学校の状況によって内容は違っていたと思うが、配膳員が配置されることは大変助かること。ぜひ、この方たちの活躍を期待したい。

○松本均委員長

以上で質疑を終了する。

[討 論]

なし

[採 決]

①議案第68号 平成29年度掛川市一般会計補正予算（第1号）について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入中 所管部分

全会一致にて原案とおり可決

①議案第71号 掛川市学校給食共同調理場に関する条例の一部改正について

[学務課、説明 10:54~10:58]

[質疑 10:58~11:05]

○勝川志保子委員

栄養教諭とはどういうものか。

●中山学務課長

栄養教諭の制度については、平成17年から施行されている国の制度である。学校における食育である「食に関する指導」の推進に中核的な役割を担う。現在、市の給食調理場に配置されている栄養士は県の職員となる。11人のうち6人が栄養教諭となっている。

平成25年に2人配置、平成26年が4人、平成27年が5人、平成28年が8人と増えている状況から今回の条例を改正するものである。

○勝川志保子委員

栄養士と栄養教諭の両方の資格を持っているということか。

●中山学務課長

栄養教諭は、もちろん栄養士の資格を持っている。栄養教諭普通免許状は、1種、2種、専修というものが新設された。大学における所要単位の修得により免許状を取得することが基本とのこと。現職の学校栄養士は、一定の在職経験と都道府県教育委員会が実施する講習等において、所定の単位を修得することにより、栄養教諭免許状を取得できるよう法律上、特別の措置が講じられている。

●浅井副市長

今までは栄養士がいて、給食メニューを作成したり、いろいろな指導をしたりしていた。栄養士が学校で食育を実施。教員と一緒に授業をする形態だったが、食育が大変重要であることから、栄養教諭という制度が設立された。

栄養士から更に勉強して栄養教諭の資格を取ることができる。静岡県が一番最初の栄養教諭は、掛川市在住である。栄養教諭になると、1人でも授業ができる。

○勝川志保子委員

この条例改正は、掛川市は、栄養教諭の資格を取得した方たちを調理場に配置し、食育に力をいれていきたいという解釈でよいか。

●中山学務課長

先ほども申したように、栄養士と栄養教諭ともに県の職員のため、県の人事により配置されている。しかし、委員のおっしゃるとおり、栄養教諭の資格を取得した方たちが、学校に向いて食育を積極的に推進していただければと願っている。

○榛村航一副委員長

平成17年に栄養教諭が制度化されたとのことだが、その時点で条例改正しなかった理由は、10年もたつての改正なので、怠っていたのか。

●中山学務課長

委員のおっしゃるとおりで、制度化されてから10年以上たっている。確かにその時点で改正すべきとの考えもあったと思う。しかし、先ほどの配置状況からいくと、平成25年の2人から平成28年には8人と徐々に増えていることから今回改正するが、早いタイミングで改正することも必要だったのだろうと反省する部分もある。

○松本均委員長

以上で質疑を終了する。

〔討 論〕

なし

〔採 決〕

議案第71号 掛川市学校給食共同調理場に関する条例の一部改正について
全会一致にて原案とおり可決

2) 閉会中継続調査について
4項目で了承

3) その他

○松本均委員長

以上で委員会を終了する。

4) 閉会 11:39